

## 不適切事案への対応一覧

(注) 以下に示す対応策は、改善計画に示される改善策とは別に個別に対応した再発防止策及び計画を示す。

1. 不適切事案（安全管理関連）	会社の対応策
① 前任客室乗務員以外の客室乗務員に英語力が不足しており、外人運航乗務員との間で意志疎通に支障があった事案があったにもかかわらず、適切な対策が図られていない。	① 客室乗務員の業務に必要な英語力の基準を設定し、順次確認する。 ② 当面、運航乗務員が外人のみの場合、英語力の要件を満たす客室乗務員2名以上の乗務する編成とする。 【4月から】
② 飛行前に安全情報を乗客に提供する客室安全デモを3名から2名で実施することにしたことから、デモが見えない座席が生じていることが確認されていたが、適切な対策が図られていない。	① デモを従来の3名による方式に戻した。 ② 今後、2名化に係る不安全要素が取り除けるよう十分な検証を行う。 【4月から】
③ この他、現場でヒヤリハット報告により不利益な対応を受ける可能性があるという懸念があることや、報告が有効に活用されていないことから、このような情報が安全推進委員会等の適切な検討の場に報告されていない。	改善計画に基づき、不安全事象報告等により不利益な対応を受けない非懲罰制を規定に明記するとともに、管理職に対する啓蒙を行い、不安全事象の報告を奨励する。 【4月から】
2. 不適切事案（運航関連）	会社の対応策
① 運航乗務員等が操縦室で写真撮影を行い、見張り義務を怠った。	① 全運航乗務員に当該事例を周知し注意喚起済み。 ② 運航乗務員の1名が操縦室を離れる場合に運航乗務員や客室乗務員が必要な措置等を確認する確認ノートを導入し、確認して署名する。 【6月から】
② 高々度で一時的に一人操縦となる際、運航乗務員は酸素マスクの着用が必要となるが、マスクを装着しなかった。	上記の確認ノートで確認する。
③ 客室乗務員による客室内保安検査が適切に実施されていなかった。	客室内保安検査の詳細な実施方法及び時期等を規定化し、全客室乗務員に周知徹底する。 【4月末まで】
④ 茨城の阿見ポイントを管制指示と異なる高度で通過した。	① 運航乗務員に当該事例を周知し、注意喚起済み。 ② 当該便に乗務していた機長2名の機長資格を取り消し、再訓練し、当面、副操縦士としての乗務状況をモニターする。 【4月から】
⑤ 着陸空港の進入方式に不慣れなため、不安定な進入着陸があった。	① 社内の審査操縦士による当該運航乗務員への事情聴取により原因究明を行う。 ② 教育訓練を実施予定。 【4月末まで】
⑥ 客室乗務員に対する危険物教育訓練が適切に実施されていなかった。	教材と各自の知識習得度を測る確認テストを確実に分けて教育及びテストを実施する。 【4月から】

3. 不適切事案（整備関連）	会社の対応策
① フラップ制限速度の超過に係る機体構造点検が適切に実施されていなかった。	<p>改善計画に示す整備管理部門の強化により、再発防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">【6月末まで】</p>
② 乱気流に遭遇した後の機体構造点検が適切に実施されていなかった。また、点検作業記録も作成されておらず、確認主任者による確認が適切に実施されていなかった。	<p>① 当該機の追加の点検を実施し、問題のないことを確認済み。</p> <p>② 改善計画に示す整備管理部門の強化、教育訓練の充実により、再発防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">【改善計画のとおり】</p>
③ 定例整備において作業計画表の確認が不十分であったため、誤った整備作業の指示がなされた。	<p>① 当社保有の航空機全機について、前回の耐空検査以降の定例整備実施記録を点検し、計画及び実施の適切性を確認済み。</p> <p>② 改善計画に示す整備管理部門の強化、教育訓練の充実により、再発防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">【改善計画のとおり】</p>